

成蹊大学大学院法務研究科（法科大学院）の学生募集停止について

このたび成蹊大学は、成蹊大学大学院法務研究科（以下、「本学法科大学院」という。）の2017（平成29）年度以降の学生募集停止を決定いたしました。

学生募集停止につきましては、2015年12月24日の学校法人成蹊学園評議員会の議を経た上で、学校法人成蹊学園理事会において決議し、同日付けで文部科学省に対して報告を行いました。

本学法科大学院は、社会から多様な人材を受け入れ、社会の様々な分野で貢献する法曹人材を養成するという目的で導入された法科大学院制度の本来の趣旨に基づき、そのための受け入れ態勢および授業体制を整え、2004年4月の同制度発足とともに開設いたしました。

本学法科大学院は開設以来、未修者・既修者のいずれに対しても一般枠と社会人枠（3年以上の実務経験を有する者）をそれぞれ設け、新たな法曹養成制度の理念である「多様性」「開放性」「公平性」に応えるべく、特に未修者・既修者を含む社会人学生に対する教育を柱に据え多様な人材の受け入れを行ってまいりました。これにより、社会人学生が占める割合は開設以来5割以上にも及び、司法試験の累積合格者数129名のうち4割以上を社会人学生が占めております。

授業体制においては、社会人学生に対応するため、昼夜開講の授業を土曜日も含めて行い、さらには都心で働く社会人のために、丸の内にサテライト・オフィスを設けて遠隔通信システムによる双方向型授業を実施してまいりました。

カリキュラムにおいても、知的財産法や国際取引法など企業法務に欠かせない科目を充実させており、実践的で即戦力となる人材の養成に努め、また第一線で活躍している弁護士の実務家教員や検事、裁判官などの経歴を持つ教員を多く配置し、実務に即した講義や演習を提供することによって、学生の学修の向上を図ってまいりました。

こうした実績を踏まえて、本学法科大学院は認証評価機関からも、社会人教育を実践し成果を上げている数少ない法科大学院として高い評価を得てまいりました。

本学法科大学院は、以上のように、法曹養成に関する制度改革の趣旨の実現に大きく寄与し、かつ、法曹界が必要としている有為な人材を育成する社会的使命を果たしてきたのであります。

一方で、司法制度改革以来約10年が経過した現在、法科大学院全体としての司法試験合格率や弁護士等の法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが制度設計当初に期待されていた状況とは異なるものとなって、法曹志望者の減少を招く事態に陥り、司法試験の合格者を年間3,000人とする当初目標が達成されないまま、本年6月には、合格者の当面の目安として1,500人程度との数字が示され、さらに11月には、法科大学院の定員規模を大幅に削減して2,500人程度とする旨の改革案が出されるなど、法科大学院全体を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。これに加えて、公的支援の見直しに関しても、司法試験合格率や定員充足率、競争倍率等を指標とするの方針がとられるなど、特に社会人学生に対する教育に力を注いできた本学法科大学院においては、ますます厳しい状況となりました。

このような状況において本学では、適正規模に応じた入学定員の削減を行うとともに、学修指導體制の

強化に基づく司法試験合格率の向上策、入学志願者数および入学者数の増加策など様々な改革を進めてまいりました。しかしながら、法曹志望者、特に社会人からの志望者の激減には抗するべくもなく、今後の法曹養成システムの展望も厳しい状況において、定員充足率や司法試験合格率など本学法科大学院の各種指標にてらした状況改善の可能性を総合的かつ慎重に検討した結果、引き続き本学が目指す理念を実現しその責務を果たすことは極めて困難な状況にあると判断し、2017年度以降の学生募集を停止するという結論に至りました。

今後は、2016年度入学生を含む本学法科大学院の在学生在が課程を修了するまで、十分な教育・指導体制を維持するほか、修了生の司法試験受験の支援に努めるなど、教育機関としての責務を果たすべく引き続き取り組んでまいります。

これまで本学法科大学院にご支援・ご尽力くださいました関係者の皆様方には、心から御礼申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2015年12月24日

学校法人成蹊学園 理事長 佃 和夫
成蹊大学長 亀嶋 庸一
成蹊大学大学院法務研究科長 小早川光郎